

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人のA株式会社（現在は、B工業株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万9,000円に、また、申立期間③については、申立人のC販売株式会社における資格喪失日に係る記録を53年10月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、申立期間①については、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、また、申立期間③については、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月15日から同年4月1日まで
② 昭和48年1月初旬から49年5月1日まで
③ 昭和53年9月27日から同年10月1日まで

申立期間①について、A株式会社には、昭和45年4月1日に入社し、47年12月22日まで継続して勤務していたので、年金記録に空白期間があるのは納得できない。

申立期間②について、D株式会社には、昭和48年1月初めころに入社し、51年1月1日まで勤務しており、同社における雇用保険の記録は、48年6月26日からとなっているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が49年5月1日からとなっていることは納得できない。

申立期間③について、C販売株式会社には、昭和51年3月に入社し、平成8年11月まで継続して勤務していたので、年金記録に空白期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及びA株式会社の申立

期間①当時の上司の供述から判断すると、申立人が同社において、昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 12 月 21 日まで継続して勤務し（昭和 46 年 4 月 1 日に A 株式会社本社から同社 E 工場に異動。）、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する A 株式会社における申立人の昭和 46 年 2 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、「当時の資料が現存していないので、申立人に係る申立期間①の保険料を納付したか否かは不明である。」と供述しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録、C 販売株式会社から提出された「人事カード」の記録及び同僚の供述から、申立人が同社において、昭和 51 年 2 月 21 日から平成 8 年 10 月 20 日まで継続して勤務し（昭和 53 年 10 月 1 日に C 販売株式会社本社から同社 F 工場に異動。）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する C 販売株式会社における申立人の昭和 53 年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、C 販売株式会社は、「申立期間当時の担当者が、雇用保険の離職日については、給与の締め日である昭和 53 年 9 月 20 日に、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日については、給与の支払日後の同年 9 月 27 日に誤って早く届出したものと思われ、申立人の厚生年金保険の記録の欠落は、転勤に伴う資格喪失届けの手續ミスであり、喪失日を同年 9 月 27 日として届出ていることから、保険料についても納付していない。」と供述している上、同社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」においても、申立人の同社における資格喪失年月日が「昭和 53 年 9 月 27 日」と記載されていることが確認できることから、事業主は同日を申立人の同社における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業

主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人が昭和48年6月26日から50年12月25日までの期間、D株式会社において勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所が保管する事業所索引簿及びD株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、昭和49年5月1日であることが確認できる上、同日に申立人を含む同社の全従業員6人が、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立期間②当時の事業主は、「社会保険関係は会社を立ち上げた（法人登記簿上、登記年月日は、昭和47年12月1日）後、しばらくして加入した。」と供述しており、供述を得られた同僚は「申立期間②当時、従業員は4、5人であった。」と供述していることを併せて判断すると、申立期間②当時、D株式会社は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがわれ、従業員数が6人となった時点で、社会保険事務所に適用事業所として届け出たものと推認できる。

また、申立期間②当時の事業主は、「申立期間②当時の厚生年金保険料の控除についてはわからない。」と供述しており、供述を得られた同僚も、「申立期間②当時、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかはわからない。」と供述している上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料も無い。

さらに、法務局が保管するD株式会社の法人登記簿によれば、同社は昭和59年12月3日に解散している上、申立期間②当時の事業主は「会社の整理から数十年経っているので当時の資料は無い。」と供述していることから、申立期間②当時の厚生年金保険の取扱状況に関する関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から53年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から53年6月まで

昭和46年にA市で、国民年金に加入し、姉と一緒に保険料を納付していたが、48年4月に結婚し、県外に転居した。そのころは、国民年金の保険料は納付していなかったが、同年12月ころに従前居住していたA市に転居し、姉の仕事を手伝いながら、しばらくして国民年金保険料を納付し始めた。申立期間の納付手続は母親（既に死亡）がしてくれたので、時期は必ずしも明確ではないが、49年6月に同居していた妹が結婚しており、そのころから納付し始めたと思う。

保険料は市役所から送られてきた納付書で姉と私の保険料を一緒に銀行の職員に依頼して納付していたので、申立期間は国民年金の保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入後、昭和48年4月に県外に転居し、県外で居住中は国民年金保険料を納付していなかったが、同年12月ころ従前の居住地であるA市に転居し、しばらくして国民年金保険料を納付し始めたと主張しているが、A市への住民登録は49年2月に行われているものの、申立人の国民年金被保険者台帳には、A市への住所変更年月日として55年3月19日付けで転居した履歴の記載があり、申立人の納付記録が、昭和54年度の保険料から現年度納付されていることとも符合することから、A市に転居後、55年3月に国民年金の住所変更手続が行われたと推認される。このため申立期間の保険料は現年度に納付することはできなかつたものと考えられ、また、申立期間直後の昭和53年7月から54年3月までの期間の保険料を55年10月に過年度納付していることが被保険者台帳で確認でき、この時点では、申立期間

の国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられるとともに、当該期間について、特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

平成 2 年 7 月 1 日に、A 株式会社のグループ会社である B 株式会社（現在は、C 株式会社）から D 株式会社へ転籍したが、B 株式会社においては、同年 6 月 30 日まで勤務していたので、同社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年 7 月 1 日であるところ、社会保険庁の記録は、同年 6 月 30 日が資格喪失日となっている。

B 株式会社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成 2 年 6 月 30 日となっていることについては、C 株式会社も資格喪失に係る届出誤りであることを認めていることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C 株式会社から提出された「労働者名簿」及び「健康・厚生年金保険被保険者資格喪失日の届出誤りについて」から、申立人が B 株式会社において、平成 2 年 6 月 30 日まで勤務していたことが認められる。

また、C 株式会社から提出された「健康・厚生年金保険被保険者資格喪失日の届出誤りについて」及び同社が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、B 株式会社は、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日を平成 2 年 6 月 30 日として誤って届け出たことが確認できる上、C 株式会社も「申立人が継続して勤務していたことは間違いの無い事実であり、届出の誤りがなければ、同年 6 月の厚生年金保険料も控除されて、厚生年金保険の被保険者として記録がつながっていた人であることから、申立人の記録を訂正してほしい。」と供述している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき厚生年金保険被保険者資格記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主により給与から厚生年金保険料が源泉控除されていたと認められる場合であるが、C株式会社が保管している「社会保険料徴収表（平成2年6月分給与控除分）」を見ると、同徴収表に記載されている9人のうち、7人の健康保険・厚生年金保険料控除額は、申立期間当時の健康保険・厚生年金保険料率に基づく適正な金額が記入されているが、申立人及び申立人と同日にB株式会社からA株式会社に異動している同僚1人については、同保険料の控除額欄に金額の記入が無く、事業主は申立人の給与から平成2年6月の厚生年金保険料を控除していないことが確認できることから、この場合、特例法の対象とはならない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日 まで

私は、A工業株式会社に平成 7 年 3 月 16 日付けで入社したが、会社は、私の同社における厚生年金保険被保険者資格及びB厚生年金基金（以下「基金」という。）加入員資格を同年 4 月 1 日付けで取得したとして手続を行った。

その後、平成 11 年 5 月に基金の加入員資格取得日は 7 年 3 月 16 日に変更されたが、社会保険庁の記録上の私のA工業株式会社の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日のままとなっていることから、同記録についても実態に則した基金の加入員資格取得日に合わせてほしい。

なお、私の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が平成 7 年 3 月 16 日に訂正された場合、会社は同年 3 月の厚生年金保険料を支払うことについて同意している。

第3 委員会の判断の理由

A工業株式会社から提出された申立人に係るタイムカードの記録から、申立人の当該事業所での勤務実態は平成 7 年 3 月 16 日からであることが確認できるものの、当該事業所から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は、当初、申立人の基金加入員資格取得日を、社会保険庁が管理するオンライン記録と同日の同年 4 月 1 日で届出を行ったことが確認できる。

また、A工業株式会社は当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除することとしていることから、平成 7 年 3 月の厚生年金保険料については同年 4 月分給与から控除されるべきであるが、当該事業所から提出された申立人に係る給与台帳では同年 4 月分の給与からは厚生年金保険料は控除されてい

いことが確認できる。

さらに、A工業株式会社から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は申立人の基金加入員資格取得日を平成7年4月1日から同年3月16日に変更する手続を、政府が同年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後の11年5月10日付けで行ったこととなっている上、申立人の基金加入員資格取得日の変更手続を行った当時の事務担当者は「社会保険事務所では厚生年金保険料の徴収権が時効消滅していることを理由に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の変更手続に応じてもらえなかった。」旨の供述をしており、事業主が申立人の同資格取得日の変更の必要性、即ち、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人から徴収する必要性を認識したのは、政府が7年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後約2年経ってからであることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を、申立人に対する保険給付に反映できる期間内に申立人から控除もしくは徴収していないことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に徴収された記憶は無いと主張しており、A工業株式会社の現在の社会保険担当者も、「申立人に係る給与台帳を確認したところ、これまで申立人の給与から平成7年3月の厚生年金保険料を控除した事実は無い。」旨の供述をしている。

従って、申立期間の申立人の記録を申立人の厚生年金基金の記録に整合するよう訂正することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日 まで

私は、A工業株式会社に平成 7 年 3 月 16 日付けで入社したが、会社は、私の同社における厚生年金保険被保険者資格及びB厚生年金基金（以下「基金」という。）加入員資格を同年 4 月 1 日付けで取得したとして手続を行った。

その後、平成 11 年 5 月に基金の加入員資格取得日は 7 年 3 月 16 日に変更されたが、社会保険庁の記録上の私のA工業株式会社の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日のままとなっていることから、同記録についても実態に則した基金の加入員資格取得日に合わせてほしい。

なお、私の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が平成 7 年 3 月 16 日に訂正された場合、会社は同年 3 月の厚生年金保険料を支払うことについて同意している。

第3 委員会の判断の理由

A工業株式会社から提出された申立人に係るタイムカードの記録から、申立人の当該事業所での勤務実態は平成 7 年 3 月 16 日からであることが確認できるものの、当該事業所から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は、当初、申立人の基金加入員資格取得日を、社会保険庁が管理するオンライン記録と同日の同年 4 月 1 日で届出を行ったことが確認できる。

また、A工業株式会社は当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除することとしていることから、平成 7 年 3 月の厚生年金保険料については同年 4 月分給与から控除されるべきであるが、当該事業所から提出された申立人に係る給与台帳では同年 4 月分の給与からは厚生年金保険料は控除されてい

いことが確認できる。

さらに、A工業株式会社から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は申立人の基金加入員資格取得日を平成7年4月1日から同年3月16日に変更する手続を、政府が同年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後の11年5月10日付けで行ったこととなっている上、申立人の基金加入員資格取得日の変更手続を行った当時の事務担当者は「社会保険事務所では厚生年金保険料の徴収権が時効消滅していることを理由に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の変更手続に応じてもらえなかった。」旨の供述をしており、事業主が申立人の同資格取得日の変更の必要性、即ち、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人から徴収する必要性を認識したのは、政府が7年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後約2年経ってからであることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を、申立人に対する保険給付に反映できる期間内に申立人から控除もしくは徴収していないことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に徴収された記憶は無いと主張しており、A工業株式会社の現在の社会保険担当者も、「申立人に係る給与台帳を確認したところ、これまで申立人の給与から平成7年3月の厚生年金保険料を控除した事実は無い。」旨の供述をしている。

従って、申立期間の申立人の記録を申立人の厚生年金基金の記録に整合するよう訂正することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日 まで

私は、A工業株式会社に平成 7 年 3 月 16 日付けで入社したが、会社は、私の同社における厚生年金保険被保険者資格及びB厚生年金基金（以下「基金」という。）加入員資格を同年 4 月 1 日付けで取得したとして手続を行った。

その後、平成 11 年 5 月に基金の加入員資格取得日は 7 年 3 月 16 日に変更されたが、社会保険庁の記録上の私のA工業株式会社の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日のままとなっていることから、同記録についても実態に則した基金の加入員資格取得日に合わせてほしい。

なお、私の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が平成 7 年 3 月 16 日に訂正された場合、会社は同年 3 月の厚生年金保険料を支払うことについて同意している。

第3 委員会の判断の理由

A工業株式会社から提出された申立人に係るタイムカードの記録から、申立人の当該事業所での勤務実態は平成 7 年 3 月 16 日からであることが確認できるものの、当該事業所から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は、当初、申立人の基金加入員資格取得日を、社会保険庁が管理するオンライン記録と同日の同年 4 月 1 日で届出を行ったことが確認できる。

また、A工業株式会社は当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除することとしていることから、平成 7 年 3 月の厚生年金保険料については同年 4 月分給与から控除されるべきであるが、当該事業所から提出された申立人に係る給与台帳では同年 4 月分の給与からは厚生年金保険料は控除されてい

いことが確認できる。

さらに、A工業株式会社から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は申立人の基金加入員資格取得日を平成7年4月1日から同年3月16日に変更する手続を、政府が同年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後の11年5月10日付けで行ったこととなっている上、申立人の基金加入員資格取得日の変更手続を行った当時の事務担当者は「社会保険事務所では厚生年金保険料の徴収権が時効消滅していることを理由に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の変更手続に応じてもらえなかった。」旨の供述をしており、事業主が申立人の同資格取得日の変更の必要性、即ち、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人から徴収する必要性を認識したのは、政府が7年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後約2年経ってからであることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を、申立人に対する保険給付に反映できる期間内に申立人から控除もしくは徴収していないことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に徴収された記憶は無いと主張しており、A工業株式会社の現在の社会保険担当者も、「申立人に係る給与台帳を確認したところ、これまで申立人の給与から平成7年3月の厚生年金保険料を控除した事実は無い。」旨の供述をしている。

従って、申立期間の申立人の記録を申立人の厚生年金基金の記録に整合するよう訂正することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日 まで

私は、A工業株式会社に平成 7 年 3 月 16 日付けで入社したが、会社は、私の同社における厚生年金保険被保険者資格及びB厚生年金基金（以下「基金」という。）加入員資格を同年 4 月 1 日付けで取得したとして手続を行った。

その後、平成 11 年 5 月に基金の加入員資格取得日は 7 年 3 月 16 日に変更されたが、社会保険庁の記録上の私のA工業株式会社の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日のままとなっていることから、同記録についても実態に則した基金の加入員資格取得日に合わせてほしい。

なお、私の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が平成 7 年 3 月 16 日に訂正された場合、会社は同年 3 月の厚生年金保険料を支払うことについて同意している。

第3 委員会の判断の理由

A工業株式会社から提出された申立人に係るタイムカードの記録から、申立人の当該事業所での勤務実態は平成 7 年 3 月 16 日からであることが確認できるものの、当該事業所から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は、当初、申立人の基金加入員資格取得日を、社会保険庁が管理するオンライン記録と同日の同年 4 月 1 日で届出を行ったことが確認できる。

また、A工業株式会社は当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除することとしていることから、平成 7 年 3 月の厚生年金保険料については同年 4 月分給与から控除されるべきであるが、当該事業所から提出された申立人に係る給与台帳では同年 4 月分の給与からは厚生年金保険料は控除されてい

いことが確認できる。

さらに、A工業株式会社から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は申立人の基金加入員資格取得日を平成7年4月1日から同年3月16日に変更する手続を、政府が同年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後の11年5月10日付けで行ったこととなっている上、申立人の基金加入員資格取得日の変更手続を行った当時の事務担当者は「社会保険事務所では厚生年金保険料の徴収権が時効消滅していることを理由に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の変更手続に応じてもらえなかった。」旨の供述をしており、事業主が申立人の同資格取得日の変更の必要性、即ち、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人から徴収する必要性を認識したのは、政府が7年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後約2年経ってからであることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を、申立人に対する保険給付に反映できる期間内に申立人から控除もしくは徴収していないことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に徴収された記憶は無いと主張しており、A工業株式会社の現在の社会保険担当者も、「申立人に係る給与台帳を確認したところ、これまで申立人の給与から平成7年3月の厚生年金保険料を控除した事実は無い。」旨の供述をしている。

従って、申立期間の申立人の記録を申立人の厚生年金基金の記録に整合するよう訂正することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日 まで

私は、A工業株式会社に平成 7 年 3 月 16 日付けで入社したが、会社は、私の同社における厚生年金保険被保険者資格及びB厚生年金基金（以下「基金」という。）加入員資格を同年 4 月 1 日付けで取得したとして手続を行った。

その後、平成 11 年 5 月に基金の加入員資格取得日は 7 年 3 月 16 日に変更されたが、社会保険庁の記録上の私のA工業株式会社の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日のままとなっていることから、同記録についても実態に則した基金の加入員資格取得日に合わせてほしい。

なお、私の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が平成 7 年 3 月 16 日に訂正された場合、会社は同年 3 月の厚生年金保険料を支払うことについて同意している。

第3 委員会の判断の理由

A工業株式会社から提出された申立人に係るタイムカードの記録から、申立人の当該事業所での勤務実態は平成 7 年 3 月 16 日からであることが確認できるものの、当該事業所から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は、当初、申立人の基金加入員資格取得日を、社会保険庁が管理するオンライン記録と同日の同年 4 月 1 日で届出を行ったことが確認できる。

また、A工業株式会社は当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除することとしていることから、平成 7 年 3 月の厚生年金保険料については同年 4 月分給与から控除されるべきであるが、当該事業所から提出された申立人に係る給与台帳では同年 4 月分の給与からは厚生年金保険料は控除されてい

いことが確認できる。

さらに、A工業株式会社から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は申立人の基金加入員資格取得日を平成7年4月1日から同年3月16日に変更する手続を、政府が同年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後の11年5月10日付けで行ったこととなっている上、申立人の基金加入員資格取得日の変更手続を行った当時の事務担当者は「社会保険事務所では厚生年金保険料の徴収権が時効消滅していることを理由に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の変更手続に応じてもらえなかった。」旨の供述をしており、事業主が申立人の同資格取得日の変更の必要性、即ち、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人から徴収する必要性を認識したのは、政府が7年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後約2年経ってからであることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を、申立人に対する保険給付に反映できる期間内に申立人から控除もしくは徴収していないことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に徴収された記憶は無いと主張しており、A工業株式会社の現在の社会保険担当者も、「申立人に係る給与台帳を確認したところ、これまで申立人の給与から平成7年3月の厚生年金保険料を控除した事実はない。」旨の供述をしている。

従って、申立期間の申立人の記録を申立人の厚生年金基金の記録に整合するよう訂正することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日 まで

私は、A工業株式会社に平成 7 年 3 月 16 日付けで入社したが、会社は、私の同社における厚生年金保険被保険者資格及びB厚生年金基金（以下「基金」という。）加入員資格を同年 4 月 1 日付けで取得したとして手続を行った。

その後、平成 11 年 5 月に基金の加入員資格取得日は 7 年 3 月 16 日に変更されたが、社会保険庁の記録上の私のA工業株式会社の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日のままとなっていることから、同記録についても実態に則した基金の加入員資格取得日に合わせてほしい。

なお、私の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が平成 7 年 3 月 16 日に訂正された場合、会社は同年 3 月の厚生年金保険料を支払うことについて同意している。

第3 委員会の判断の理由

A工業株式会社から提出された申立人に係るタイムカードの記録から、申立人の当該事業所での勤務実態は平成 7 年 3 月 16 日からであることが確認できるものの、当該事業所から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は、当初、申立人の基金加入員資格取得日を、社会保険庁が管理するオンライン記録と同日の同年 4 月 1 日で届出を行ったことが確認できる。

また、A工業株式会社は当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除することとしていることから、平成 7 年 3 月の厚生年金保険料については同年 4 月分給与から控除されるべきであるが、当該事業所から提出された申立人に係る給与台帳では同年 4 月分の給与からは厚生年金保険料は控除されてい

いことが確認できる。

さらに、A工業株式会社から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は申立人の基金加入員資格取得日を平成7年4月1日から同年3月16日に変更する手続を、政府が同年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後の11年5月10日付けで行ったこととなっている上、申立人の基金加入員資格取得日の変更手続を行った当時の事務担当者は「社会保険事務所では厚生年金保険料の徴収権が時効消滅していることを理由に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の変更手続に応じてもらえなかった。」旨の供述をしており、事業主が申立人の同資格取得日の変更の必要性、即ち、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人から徴収する必要性を認識したのは、政府が7年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後約2年経ってからであることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を、申立人に対する保険給付に反映できる期間内に申立人から控除もしくは徴収していないことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に徴収された記憶は無いと主張しており、A工業株式会社の現在の社会保険担当者も、「申立人に係る給与台帳を確認したところ、これまで申立人の給与から平成7年3月の厚生年金保険料を控除した事実は無い。」旨の供述をしている。

従って、申立期間の申立人の記録を申立人の厚生年金基金の記録に整合するよう訂正することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日 まで

私は、A工業株式会社に平成 7 年 3 月 16 日付けで入社したが、会社は、私の同社における厚生年金保険被保険者資格及びB厚生年金基金（以下「基金」という。）加入員資格を同年 4 月 1 日付けで取得したとして手続を行った。

その後、平成 11 年 5 月に基金の加入員資格取得日は 7 年 3 月 16 日に変更されたが、社会保険庁の記録上の私のA工業株式会社の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日のままとなっていることから、同記録についても実態に則した基金の加入員資格取得日に合わせてほしい。

なお、私の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が平成 7 年 3 月 16 日に訂正された場合、会社は同年 3 月の厚生年金保険料を支払うことについて同意している。

第3 委員会の判断の理由

A工業株式会社から提出された申立人に係るタイムカードの記録から、申立人の当該事業所での勤務実態は平成 7 年 3 月 16 日からであることが確認できるものの、当該事業所から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は、当初、申立人の基金加入員資格取得日を、社会保険庁が管理するオンライン記録と同日の同年 4 月 1 日で届出を行ったことが確認できる。

また、A工業株式会社は当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除することとしていることから、平成 7 年 3 月の厚生年金保険料については同年 4 月分給与から控除されるべきであるが、当該事業所から提出された申立人に係る給与台帳では同年 4 月分の給与からは厚生年金保険料は控除されてい

いことが確認できる。

さらに、A工業株式会社から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は申立人の基金加入員資格取得日を平成7年4月1日から同年3月16日に変更する手続を、政府が同年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後の11年5月10日付けで行ったこととなっている上、申立人の基金加入員資格取得日の変更手続を行った当時の事務担当者は「社会保険事務所では厚生年金保険料の徴収権が時効消滅していることを理由に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の変更手続に応じてもらえなかった。」旨の供述をしており、事業主が申立人の同資格取得日の変更の必要性、即ち、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人から徴収する必要性を認識したのは、政府が7年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後約2年経ってからであることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を、申立人に対する保険給付に反映できる期間内に申立人から控除もしくは徴収していないことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に徴収された記憶は無いと主張しており、A工業株式会社の現在の社会保険担当者も、「申立人に係る給与台帳を確認したところ、これまで申立人の給与から平成7年3月の厚生年金保険料を控除した事実は無い。」旨の供述をしている。

従って、申立期間の申立人の記録を申立人の厚生年金基金の記録に整合するよう訂正することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日 まで

私は、A工業株式会社に平成 7 年 3 月 16 日付けで入社したが、会社は、私の同社における厚生年金保険被保険者資格及びB厚生年金基金（以下「基金」という。）加入員資格を同年 4 月 1 日付けで取得したとして手続を行った。

その後、平成 11 年 5 月に基金の加入員資格取得日は 7 年 3 月 16 日に変更されたが、社会保険庁の記録上の私のA工業株式会社の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日のままとなっていることから、同記録についても実態に則した基金の加入員資格取得日に合わせてほしい。

なお、私の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が平成 7 年 3 月 16 日に訂正された場合、会社は同年 3 月の厚生年金保険料を支払うことについて同意している。

第3 委員会の判断の理由

A工業株式会社から提出された申立人に係るタイムカードの記録から、申立人の当該事業所での勤務実態は平成 7 年 3 月 16 日からであることが確認できるものの、当該事業所から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は、当初、申立人の基金加入員資格取得日を、社会保険庁が管理するオンライン記録と同日の同年 4 月 1 日で届出を行ったことが確認できる。

また、A工業株式会社は当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除することとしていることから、平成 7 年 3 月の厚生年金保険料については同年 4 月分給与から控除されるべきであるが、当該事業所から提出された申立人に係る給与台帳では同年 4 月分の給与からは厚生年金保険料は控除されてい

いことが確認できる。

さらに、A工業株式会社から提出された「厚生年金基金届出事項訂正・変更について(通知)」によれば、当該事業所は申立人の基金加入員資格取得日を平成7年4月1日から同年3月16日に変更する手続を、政府が同年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後の11年5月10日付けで行ったこととなっている上、申立人の基金加入員資格取得日の変更手続を行った当時の事務担当者は「社会保険事務所では厚生年金保険料の徴収権が時効消滅していることを理由に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の変更手続に応じてもらえなかった。」旨の供述をしており、事業主が申立人の同資格取得日の変更の必要性、即ち、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人から徴収する必要性を認識したのは、政府が7年3月の厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後約2年経ってからであることが確認できることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を、申立人に対する保険給付に反映できる期間内に申立人から控除もしくは徴収していないことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に徴収された記憶は無いと主張しており、A工業株式会社の現在の社会保険担当者も、「申立人に係る給与台帳を確認したところ、これまで申立人の給与から平成7年3月の厚生年金保険料を控除した事実は無い。」旨の供述をしている。

従って、申立期間の申立人の記録を申立人の厚生年金基金の記録に整合するよう訂正することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。